

令和6年度第1回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和6年7月8日（月曜日） 17時から18時52分
- 2 場 所 神奈川県本庁舎3階 大会議場及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、奥真美、小根山裕之、海津ゆりえ、金子弥生、熊崎美枝子、小林剛【副会長】、酒井暁子、鈴木秀和、鈴木洋平、袖野玲子、高橋章浩、二宮咲子、丹羽由佳理、速水洋、廣江正明、吉田聡
- 4 傍聴人 1人（一般傍聴人の定員10人）

5 議 題

(1) 対象事業の諮問及び審査

川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮） 計画段階環境配慮書について

(2) その他

6 審議概要

(1) 対象事業の審査

川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮） 計画段階環境配慮書について
（事務局）

資料1-1「川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮） 計画段階環境配慮書について（諮問）」により諮問。

資料1-2「計画段階配慮手続について」により説明。

（一ノ瀬会長）

それでは、本件についても、これまでどおり慎重に審議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、早速この事業の計画段階環境配慮書の概要について説明を受けたいと思っておりますので、事務局は会場内に事業者を案内してください。

～事業者入室～

（事務局）

事業者を紹介。

（事業者）

資料1-3「川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮） 計画段階環境配慮書の概要」により説明。

（一ノ瀬会長）

それでは、質疑に入る前に事務局は欠席の委員から質問等は預かっているでしょうか。

（事務局）

本日、事前にお預かりしている御質問はございません。

(一ノ瀬会長)

それでは、続いて、ただいま御説明のあった内容や本日の現地調査を踏まえて、御意見・御質問等をいただければと思います。なお、この案件については、審議の日数が限られていることから、次回は第2回の審議とともに答申案の審議ということになります。こちらは先ほど事務局から説明があったとおりです。委員の皆様には、御意見・御質問がある場合は、できるだけ今回の審議で御発言をいただければと思います。それでは、いかがでしょうか。

袖野委員お願いします。

(袖野委員)

いくつか教えていただきたいのですが、事業計画のところですが、今回、水素ということで、今後、カーボンニュートラルの社会に向けてということで非常に重要な取り組みではあるのですが、そもそも火力発電というところで、さきほど2030年の話をされましたが、その後の2050年に向けてどうなっていくのかという見通しを踏まえていくつか御質問させていただきたいと思います。

今回、4号機というお話ですが、3号機の方はまだ石油コークスを使っておられるということで、こちらは今後どういった見通しで、例えば、複数案の事業計画を考える中で4号機だけを選定されている理由ですね、3号機も含めてリニューアルのような話が今後出てくるのかどうかというあたりをお伺いしたいと思います。

それからもう一つは海上輸送の件ですが、理解が及んでいないかもしれないのですが、最初の方の御説明で、川崎重工業との協業検討ということで、臨海部にあることから海上輸送で大規模な水素調達に適しているということなのだと思いますが、後の方の御説明では供用後の交通は、海上輸送経路はないという御説明でして、特に水素の輸送をどのようにお考えなのかという点が2点目です。

もう1点は水素ですが、グリーン水素を予定されているのかどうか、そもそも水素を作るのにエネルギーを沢山使ってCO₂を出して、その水素を使うということになると少しも気候変動には貢献しておりませんので、その点の見通しをお伺いしたいと思います。

最後に、4点目になりますけれども、ほかの事業所との協業、川崎重工業のお話もありましたけれども、コンビナート川崎の臨海部に位置しているということで、いろいろなアドバンテージであったり、シナジー効果なども検討できるのかと思いますので、川崎は川崎カーボンニュートラルコンビナート構想があると思いますけれども、そちらと何か水素繋がり関係があつたりするのかという点についても御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

(一ノ瀬会長)

事業者の方からお願いします。

(事業者)

まず、一つ目の3号機についてはどうしますかという御質問ですが、3号機は当面は動かすのですが、(新設の)ガスタービンの4台は、外部のレゾナックの関東事業所に送電をする形で、グループとしてのGHG削減という形をまずはとります。3号機については、川崎事業所内の電気を引き続き賄うこととなります。現在、売電事業の形で4号機を使っていますが、この売電の事業は廃止し、この部分はGHGの削減をしまして、3号機は事業所内で当面は運用します。新設の部分は、関東事業所が今、東京電力から電力を購入している形ですので、これを弊社内の発電設備

から送電することによって、そこの分の弊社内の将来的なGHGの削減に繋げていくという、そういった全体構想がございます。1点目は、このような形でお答えさせていただきます。

2点目ですけれども、海上輸送についてなのですが、水素は、ちょっと誤解されてしまうような言い方で申し訳なかったのですが、沖合の扇島という今のJFEが持っている高炉跡地に、拠点整備計画を構想しております。これはレゾナックではなくて、他社がここにバースを作ってオーストラリアの方から、ここは海上輸送をいたします。液水として持ってきますけれども、ここからパイプラインを、川崎市と、あとは4番目の御質問にも関わるところなのですが、ここ一帯臨海部で使用する水素ユーザーと協業という形で、パイプ網を敷設していくのですけれども、そのパイプを使って弊社の敷地までパイプで建設をいたします。レゾナックの所掌としては、レゾナックの敷地内にバッテリーリミットを作ってそこからこの発電所に送るという、そういった形になりますので、運用後は、弊社は敷地内に供給されたパイプ水素をこの当該発電所に送るという形で運用することになります。

3番目ですが、水素はグリーン水素かどうかですが、オーストラリアの褐炭を使うのですが、これはCCSになります。CCUSになるかどうかというところは、まだ私どもも情報としてはまだ入手しておりませんが、基本的にはそういった形で、炭酸ガスの排出というのをなくしたものの水素を、液水として、日本に届けてもらおうと。そういったスキームを構築する計画になっております。

4番目につきましては、これほどここまで話せるかというところもあるのですが、川崎市主導の下、何か水素戦略を考えている企業、事業者が集まって、それぞれどれくらい使うかなど、そういったところを定例で、今、議論しております、その中から導き出される、先ほどのパイプ網の太さであったり、供給能力、それと拠点整備、規模感の辺りについては、今ちょうど見定めているところでございます。最後ちょっとぼやっとした答え方になってしまいましたけれども、以上のとおりです。

(袖野委員)

ありがとうございます。協業も御検討されているということで承りました。2030年で終わりではないと思いますので、是非将来に向けた形で事業の検討を進めていただければと思います。

(一ノ瀬会長)

それでは、奥委員、お願いします。

(奥委員)

—音声乱れにより略—

2050年カーボンニュートラル、それから2030年、当面はまず2030年を目途にということでこの本事業計画が位置付けられているということですが、全体構想がどうなっているのかとかですね、それから、オーストラリアからのその水素がどのように作られて、何から作られていて、しかしそれはCCSもしくはCCUSでということなので、実質的にはCO₂は出さないというものを持ってくるということであれば、それは非常に重要な情報ですのでしっかりと今後の図書には明記していただくと、記載をいただくということをお願いしたいと思います。

ちょっと質問ですけれども、4号機においては、都市ガスと水素の混焼をしていくということなのですが、その割合についても、今、お考えのところをお聞きしたいというのが1点です。それか

ら、今回は配慮書の段階で、大気とそれから景観について、調査、予測、評価をされたということなのですが、4号機だけではなくて、大気の方はバックグラウンド濃度も加味してということだと思いますけれども、1号機、2号機、それから3号機についても、当面はそのまま存置すると、運転を続けていくということですから、その既存の施設との累積的な影響がどうなるのかということも、明確に今後お示しいただく必要があるかと思っています。景観についても同様なのですが、1号機、2号機、3号機の煙突高がどれぐらいなのかということも、ちょっとここで質問して教えていただいて、それらと、今回、59メートルと80メートルで、二つの案を検討されたということなのですが、いずれにしても、煙突が複数本建つわけですね。4号機については4号機だけで4本建つということですから、さらに既存のものがあるので、その累積的な景観に対しての影響ということもしっかり見ていただく必要があるかなと思いました。

(一ノ瀬会長)

それでは、事業者の方、お願いします。

(事業者)

まず大気質に関しまして、既存との累積的影響も考慮して、という話があったと思うのですが、今のその、大気質の調査結果、先ほど御説明した0.017ppmというのは、おっしゃるとおり、レゾナックの従来のすべての発電システムの入った濃度になります。今回の予測に関しましては、その全部入ったもの、4号機をつぶさないで全部入ったものに、さらに加わったときはどうだったという予測結果になっています。今後、環境影響評価項目として、方法書以降準備書で予測、評価をすることになるのですが、まだその時は4号機が動いている段階ですので、これはちょっと安全側というか、その4号機も載せたままの一般局の濃度になると思うのですが、そこでどのぐらい違うかというのをちゃんとした準備書の予測ではっきりさせたいというふうに思っています。

それから、景観に関しましては先ほど3号機の煙突の高さはいくつだということなのですが、3号機は53メートルになります。将来、59メートルと80メートルという今の検討は、今、計画段階で、設計している段階なのですが、ボイラーの置き方をちょっと変えて、そういう2案が出たという経緯があるということです。

もう二つですね、コメントいただいたかと思いますが、何から作られているか。先ほどオーストラリアの褐炭からということで説明させていただきましたけれども、配慮書には記載がないということで、その辺りも、今後の段階を踏んだ中に入れ込む部分は入れ込んでいくことを考えていきたいと思っています。

もう一つは都市ガスと水素の割合ですね。今、最初の燃焼熱量割合では、水素が10パーセント・都市ガス90パーセントという形で、今回の配慮書を作成させていただいています。現時点の2030年度のベースでは、今ある技術で建設をしていくということになりますので、今のこの燃焼器の心臓部である、ガスタービンの燃焼器の最新技術といいますか、技術の中では水素がボリュームパーセントの3割、燃焼熱量10パーセント、ここの部分を最大限生かした形で、今回の環境アセス

(の図書)を作成していくという形をとっております。この後に、今検証してございます、水素の割合をどんどん増やしていく側を、燃焼器の開発を順次行っていく中で、確立をした段階でリビジョンをかけていくわけなのですが、ここの部分はまだちょっと何年というところが、ちょっと見

定めができない状態ですので、現時点で事業化ということを確認できると断定できる10パーセント熱量換算の割合で、今回、整理をして申請していくという形をとらせていただきたいと思います。

(奥委員)

ありがとうございます。追加でもう1点よろしいですか。

今お答えいただいた点なのですけれども、水素10・都市ガス90というそういう割合で、現時点では、それを前提として考えてらっしゃるということなのですけれども、先日、実は横浜市の影響評価審査会の方で、委員として、そちらの現地視察をさせていただいたのですが、その時にいただいた資料で、温室効果ガスについては二酸化炭素の排出量を現在より年間24万トン以上削減することを目標としているという情報をいただきました。この数字は、水素10・都市ガス90を前提とした削減量という理解でよろしいですか。

(事業者)

そのとおりです。この24万トンという数字は、今回の4号機の廃止と、あとは東京電力から関東事業所が購入しているCO₂の、購入したことによる、二酸化炭素を排出しているという形を担っておりますので、これを、レゾナックの水素発電、4号発電機を停止してさらにこの水素発電の分を、川崎事業所としてはですね、ほぼトントンなのですが、その部分のCO₂バランスから見て2030年度ベースで、24万トンベースになるということ、ここに書かせていただいています。

(奥委員)

ありがとうございます。数字が資料1-3の6ページにも書いてありますね。わかりました。ちょっとその前提となる水素と都市ガスの割合ですとか、今、御説明いただいたような内容も、やはり、図書の方で書いていただく必要が今後あるかなと思っておりますので、是非そこはお願いしたいと思います。

(一ノ瀬会長)

それでは、続いて海津委員、お願いします。

(海津委員)

御説明ありがとうございました。

景観のところでお伺いしたいのですけれども、先ほど煙突の高さで59メートルと80メートルという説明と、それから、周辺すでに煙突がたくさんありますのでという説明もありましたけれど、その状況が今ひとつよくわからないなと思っておりまして、この80メートルというB案の方がその周辺にあるものの中に埋もれてしまうぐらいの高さなのか、あるいはこれまでの川崎のこの沿岸の中でいくと、かなり突出した高さなのかということですね。その辺りの全体の中でのこの高さがどのぐらいのバランスに位置付けられるのかがわかれば教えていただければと思います。

あとですね、結構近いところに眺望点というか、活用されているレクリエーションの場があるわけですが、そういうところから見てその煙突の高さがどのぐらいの高さに見えるのかという、社会調査みたいなことは考えていらっしゃるのか、その辺りも教えていただければと思います。

(一ノ瀬会長)

それでは、事業者の方、お願いします。

(事業者)

まず、二つ質問いただいたという認識ですけれども、突出した高さかどうかというところですが、周辺200メートルには100メートル級の火力発電所の煙突が3本ございます。JR火力と川崎天然ガスが2本あります。それとバイオマス発電の煙突が、これは何メートルか調べ切れてないのですが、前者の3本の煙突については約100メートルの煙突になります。

もう一つ、弊社内です。弊社の事業は化学会社ですから、合成塔であったり、吸収塔であったり、いろいろな化学のプロセス上に存在する機器類だとか建築物が存在します。弊社内にも最大高さが60メートルのものが4か所、既存の煙突も53メートルプラス避雷針も含めると大体60メートルぐらいになるのですけれども、4か所60メートル級のものがあります。そんなイメージを持っていただければと思います。

2問目に関しましては、今回、計画段階配慮書ということで、調査に関しましては文献資料を基に、調査をさせていただいています。今回、図に表したように(資料1-3、17ページ、スライド33)、赤丸の数字のところは文献資料から主要な眺望点だということで調査させていただいて、ここからの垂直見込角を計算したのですけれども、実際にこの辺り全部は行っていませんので、今後、方法書、それから準備書の段階で、現地に行って写真撮影をして、準備書の段階ではフォトモンタージュを作りまして、予測をしたいと思っています。以上です。

(海津委員)

わかりました。

最初の周辺の煙突の状況などは、もし御説明がもう少しあると、この高さの判断もしやすいかなと思われましたので、もし書類に書かれるようであればと思いました。

ありがとうございました。以上です。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。小林副会長、お願いします。

(小林副会長)

本日は見学させていただき、ありがとうございました。細かいところなのですが、資料1-3の9ページ、スライド17では、土壤汚染関係では特に原因となる物質は使用しない計画であるという記載があるのですが、資料1-3の11ページ、スライド22のほうでは事業実施想定区域は形質変更時要届出区域(形変区域)であるというような記載があります。こちらは形変区域に指定されているのはどういう物質でどのくらいの濃度なのかということが気になりました。あと、もし、形変区域であるということであれば、場内で盛土等に使われるというようなお話もあったのですが、拡散防止とか、きちんと移動した際の記録を残すとか、土対法に基づき適切に管理されるとか、そういう記載があったほうがいいのかと思ったのですが、いかがでしょうか。以上です。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、お願いします。

(事業者)

今の御質問なのですが、土壤汚染のところでは形質変更時要届出区域に指定されているところの御質問ですか。

(小林副会長)

そうです。資料1-3の11ページ、スライド22に事業実施想定区域が形変区域だと記載があるのですが、そういう意味ではないのでしょうか。

(事業者)

そうです。この辺りは埋立地区というところで、土壌がある程度汚染されているというふうになっている土地になっております。

(小林副会長)

そういうことですね。ですから調査をして形変区域になっているというわけではなく、地域全体が指定されているということですか。

(事業者)

はい。埋立地区として。

(小林副会長)

埋立地ということですね。わかりました。そういうことであれば、やはり土地自体が汚染している可能性があるというようなことかと思えますので。あと、今回は土壌汚染の調査はされないのですか。もし、されないようであれば、汚染されている可能性がある土壌だというようなことを想定した上で、拡散防止ですとか、土壌の移動などの履歴を残していただくですとか、適切に管理していただくと、その後、実際に土壌汚染の調査等をしなくてはならなくなったときに役立つかと思えますので、適切な管理をお願いできればと思っております。

(事業者)

わかりました。ありがとうございました。

(一ノ瀬会長)

二つあったような気がしたのですが、今のでよろしいですかね。小林委員。

(小林副会長)

はい。調査されていないということでしたので、濃度等はわからないかと思えます。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

廣江委員お願いします。

(廣江委員)

本日は、現地視察をありがとうございました。いろいろ見せていただいて、工場地帯だけに、様々な騒音が発生していることがわかり、とても良かったと思います。

今日ざっと見せていただいた中で、中央コントロール室の見学の折に、新たな施設も同室で制御して、24時間体制で稼働すると伺いましたが、配慮書では騒音振動については、十分な対策を行うため、重大な影響を及ぼすことはないとされておりました。先ほども質問がありましたが、将来、撤去予定とはいうものの、倉庫を取り壊して新しい施設を建てられると、基本的には発生源が増えるというイメージです。撤去予定のものが残る間は基本的には今よりも、音を発生させる設備が増えるということで間違いはないですか。まずその点だけお願いします。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、お願いします。

(事業者)

そこは、現時点では評価が難しいところです。機器の点数としては減りますが、実際の発電出力としては増えます。今日、ペトロコックスの設備を見ていただいたのですが、ペトロコックスを粉碎する部分などのものすごく騒音の影響度の高い機器が、今は動いています。ガスタービンになると、そこが無くなり、既存側が半分になるので、トータルとしては減るかもしれないですが、まだ断定できないような状態です。

(廣江委員)

恐らくそうだろうなと思いました。まず、現状の影響がどの程度あるか。今日、現地でも質問がありました。住居地域までの距離です。地図で確かめると敷地境界から一番近い、病院、あるいは住居地域まで、1キロメートル弱といった距離でした。今現在、どの程度の影響があるかを見据えた上で、新しい施設の建設によって現状よりも影響が減る計画であるので大丈夫というストーリーであれば良いのですが、現時点では不明な点が多いが、様々な対策を施す計画であるから大丈夫だと書かれても、数量の見通しが立たない段階で、ただ単に大丈夫だと記載するのはやや危険と思い御質問しました。多分将来的には現状より減る計画であることは確かだと思います。二酸化炭素の排出やエネルギー効率においても良好な施設になると思いますが、量的なことをもう少し記載できる範囲で書いていただけると、今後、審議する上で良いと思いますが、そこら辺いかがでしょうか。

(事業者)

ありがとうございます。経産省が出している火力発電所アセスの手引きの抜粋（「発電所に係る環境影響評価の手引」p.159）から、重大な影響の考え方について御説明します。今回の計画に關しましては、計画段階環境配慮書というステージですので、重大な影響の有無を確認するという事柄なのですが、重大な影響として取り扱わないものとして、下のイ、ロがあります。環境保全措置を講じることにより、影響回避低減が可能と考える場合、今回の騒音の場合もそうでした。

先ほど大気の方でも御説明しましたが、低NO_x燃焼器等の設置を考えているので、本来であれば重大な影響とは考えられないのですが、煙突高さの複数案ということで今回は、評価を行っています。

先生のおっしゃっていることはごもっともだと思っています。今後、詳細な設計をして、保全措置をとりながら、方法書以降準備書で予測、評価を行って、先生のおっしゃるとおり今と変わらないかどうかの証明をしていきたいというふうに思っています。

(廣江委員)

ありがとうございます。少し低い音や振動を感じましたので、低周波音というべき音源があるのか否かわからないのですが、24時間稼働の施設の音や振動の影響で一番気にするのは、夜間、即ち、町が静かな時間帯の影響です。そこも含めて今後、御検討いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

(事業者)

ありがとうございました。

(一ノ瀬会長)

わかりました。ありがとうございます。それでは、熊崎委員、お願いします。

(熊崎委員)

本日は私も見学会に参加いたしました。いろいろとありがとうございました。そのときにいくつか聞いたと思うのですが、もう一度聞かせてください。御社の敷地の中に引き込む水素というのは、液水ではなくて、常温常圧ということでしょうか。多少、圧がかかっているということでしょうか。

(事業者)

4メガパスカルの常温の水素ガスになります。

(熊崎委員)

わかりました。現在の石油コークスの代替として水素を引き入れて、都市ガスと燃焼され、この水素そのものは敷地外から引き入れると。おそらくいろいろなあの辺りの会社と共用という形で設計されていると理解したのですが、何らかの理由で御社の敷地外から水素が入ってこなくなったときというのは、この発電施設はシャットダウンするのでしょうか。それとも都市ガスだけで燃焼していく形となるのでしょうか。何かほかの代替の方法があるのでしょうか。

(事業者)

基本的には都市ガスだけで焚くのかなと考えています。ただ、その運用方法はGHG削減の話もごございますので、その部分は今申請させていただくベース、そこからの増加というのは考えないような運用になるかなと思います。そこはこれから整理していきたいと思っております。

(熊崎委員)

わかりました。水素が供給されなかったときのNO_xの量等も、検討の中に入れていただければと思います。最後に煙突についての案が80メートルと非常に高いので、強風の影響を受けるのではないかなと考えております。こちらは私の専門ではないのですが、最近の温暖化の研究では将来風が強い熱帯低気圧が増えると予測されているという記事を読んだことがあります。どの時点の風速を計算のベースというか、想定されているのかということについて教えていただけないでしょうか。

(事業者)

今回は計画段階環境配慮書ということで、先ほども御説明したのですが、文献資料のほうでデータをとっておりまして、先ほど言った大師測定局の風向風速を用いています。予測に用いる場合は、その大師測定局の風向風速の高さを煙突高さのところの風向風速に置き換えてやっておりますので、先生のおっしゃるとおりの突発的な風向に関しては、検討はしていません。ただ、今後、準備書に向けては現地調査を実際に行っておりますので、その風速を用いて、1年間のデータで予測をしたいと思っております。

(熊崎委員)

予測は難しいかと思いますが、先ほど御社が化学メーカーだとおっしゃったように反応性の高い物も敷地の中にあるようなので、飛来物にも注意が必要かと思っておりますので、御検討のほどよろしくお願いたします。以上です。

(事業者)

ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

それでは、速水委員、お願いします。

(速水委員)

今日は現地見学させていただきまして、ありがとうございます。配慮書段階としては、大気質の予測に関して、技術的な問題はないと考えております。ただ、1点だけ、例えば資料1-3の、スライドの番号でいうと31、ページでいうと16ページに大気質の評価結果というのがあって、1番右に環境基準の年平均相当値という表現があるのですが、この下のほうに注があって、環境基準としては日平均値で定められていて、評価は年間98パーセント値でやることになっていますよね。ですので、この言葉がおかしいかなと思います。環境基準の年平均相当値という表現ではないかなと思います。それだけです。以上です。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、いかがでしょうか。

(事業者)

御意見、ありがとうございます。他社事例でも同じような評価をやっていますが、逆に予測結果のほうを98パーセント値に換算する方法もありますし、環境基準のほうを年平均値と比較するためにこういうふうな手法を用いることもあると。

(速水委員)

ないですね。

(事業者)

そうですか。

(速水委員)

評価結果を年平均値で求めて、そこから98パーセント値を求めるのが一般的ではないですかね。それで環境基準と比較をする。評価をする。環境基準を変えることはないですよ。

(事業者)

環境基準は変えないです。もちろんそうです。それは承知しております。

(速水委員)

なので、将来予測の年平均値を年間98パーセント値に換算を、実際にされているわけですよ。ここの注2のところの操作をしているので、0.024というのが日平均値の年間98パーセント値相当ということですよ。

(事業者)

そうです。

(速水委員)

ですよ。ですから、表のところの年平均相当値ではないですよ。環境基準は日平均値ではないです。そして、評価をするときは日平均値の年間98パーセント値なのです。なので、少なくとも平均ではないです。言葉の問題なので、そんなに問題ではないのですけれども、正しい表現ではないと思います。

(事業者)

お伺いしたいのですが、今、御指摘いただいたのは、環境基準値というのは注の2にあるように

日平均値の98パーセント値で定められていると、それは私たちも認識しているところです。今回、予測結果が年平均値ですので、年平均値の計算結果と、環境基準である日平均値の98パーセント値をそのまま比較するわけにはいかないので、環境基準を年平均値相当値に換算しています。そこが問題だという御指摘だったのでしょうか。

(速水委員)

そうですね。逆ですよ。年平均値を計算して、そこから年間98パーセント相当値を求めるのですよね。それで、環境基準と比較をする。

(事業者)

予測結果の年平均値を日平均値の98パーセント値に置き換えて環境基準と比較をするのか。

(速水委員)

はい。

(事業者)

それとも、計算結果の年平均値を、環境基準を年平均値相当値に換算して比較するのかの違いであって、数値は変わりますが、結果は変わらないと思うのですが、その認識は問題ないでしょうか。

(速水委員)

ただ、評価は環境基準でされるのですよね。

(事業者)

おっしゃっていることがわかりました。環境基準との評価であれば、環境基準そのものと照らすべきだという御指摘ですね。

(速水委員)

もちろんです。

(事業者)

御指摘のことはわかりました。やり方としてはどちらもあるというのは、我々は他社事例も見てそうしていたのですが、御指摘の内容としては理解いたしました。

(速水委員)

ごめんなさい。他社事例は、私は存じ上げないのですが、いくつか関わった事例ではこういう比較は見たことがなかったので、すみません。意見しました。以上です。

(事業者)

ありがとうございました。

(一ノ瀬会長)

小根山委員、お願いします。

(小根山委員)

一つ質問させていただきます。計画段階の配慮事項として、今回、工事の段階、資材等の搬出入というところに関しては選定していないわけですが、その選定しない理由という中で、資材等の搬出入に伴う輸送車両が少ないことというような記載がございまして、ただ、少ないという定性的な記述が、どれくらい少ないということを言っているのかがわかりません。

まだ工事計画熟度が低いという状況の中で、具体的に例えば日何台とかが出るような状況ではな

いのだろうと思うのですけれども、大まかなレベルとして、この輸送車両が少ないというのはどれぐらいのことを言っているのか、大体どれぐらいの輸送車両が出るような状況というのを想定されているのかということをお聞きしたい。あと、先ほどの御説明の中で、南海トラフ対応で、少し嵩上げをするようなことをおっしゃっていたように聞いたのですけれども、だとすると、残土は出ませんという話だったのですけれども、むしろ、埋め立て、盛土して嵩上げするための土砂の搬入がかなりあるのかと。それを考えると例えばそれなりの輸送車両というのが出てくる可能性があるのかということ、その辺りを少し伺えればと思います。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、お願いします。

(事業者)

御質問ありがとうございました。先ほどから申し上げていて申し訳ないのですけれども、現段階は計画段階ですので、おっしゃるとおり工事車両に関してはまだ数字が上がってきておりません。

それと、今回計画段階配慮事項として、工事に関しましては、影響が一時的というところで、先ほど言った発電所のアセスの手引きでもありましたように、一時的なものに関しては重大な影響は考えなくていいということがありますので、工事に関しては今回一括で、計画段階配慮事項として選定していません。

先ほど少ないとおっしゃった配慮書に書いてあるのは、工事ではなくて施設の稼働時の車両のことです。それが何台になるかということもまだこれから詳細な設計をしないとわからないところですが、図書162ページに記載の表に載せていますのは、地域概況で調べた周辺の交通量です。31番、ちょうど事業地に入るところの国道101号ですけれども。31番を見ていただくと、昼間の12時間で1万台ぐらい、24時間だと1万4000台ぐらいになります。

これが、例えば定期点検に入るときに、1日、10台、20台、100台とかそのぐらいにはなるかもしれないのですけれども、1000台以上超えないということは今のところ想定されますので、そういう意味では少ないと判断できるのではないかなと思っています。ただ、今、計画段階ですので、今後方法書以降で、ちゃんと工事計画それから定期点検の計画が決まりましたら、その台数に関して予測を行いたいと思っています。

(小根山委員)

わかりました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。

そうしましたら、私から、非常にささいなことなのですが、プレゼンの資料(資料1-3)でもあと図書の方の資料(配慮書)でも下末吉台地が台地になっていなくて、大きな地(大地)になっていましたので、修正いただけたらと思います。

(事業者)

御指摘ありがとうございます。間違えているかどうかも含めて確認したいと思います。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、ちょっと事務局にも確認をしたいのですが、いくつか補足で説明いただける可能性のあるものもあったかと思うのですが、次回補足説明いただくということでもよろしいですかね。

(事務局)

事務局でございます。方法書以降の段階では、いろいろ記載等をするということでしたけれども、今回の配慮書段階では、一応事業者としては、御説明すべきことは御説明したという認識だということのようです。事務局も一応そのように考えていますけれど、もし委員の方で、そうではなくて次の8月の審査会で補足するべきであるというものがあれば、挙手していただければと思います。

(一ノ瀬会長)

委員の皆さんいかがでしょうか。確かに今回の計画段階環境配慮書では重大な影響があり得るものということに、基本的には限定されますので、そういう意味では、今お話があったようにこれからのステップで、図書の中により具体的に記載されるべきものが多かったのかなと思いますけれども、今回のこの配慮書の段階で、追加する必要があるものについていかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事業者の皆さんには、配慮書にかかる審査については、本日の御出席が最後ということになります。本日は当審査会に、また午前中の見学会含め、御協力いただきありがとうございます。

当審査会での審議を踏まえ、環境影響評価方法書にかかる対応等については遺漏なく実施していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、事業者の方、お疲れ様でした。事務局が御案内しますので、御退出いただければと思います。

～事業者退出～

(2) その他

(一ノ瀬会長)

次に、事務局から報告の申し出がありますのでこれを受けたいと思います。事務局、お願いします。

(事務局)

「香ノ田採石場増設事業 事後調査報告書（第5回）」について説明。

「三浦市三戸地区発生土処分場建設事業 事後調査報告書（第15回）」について説明。

「佐島の丘開発事業 事後調査報告書（第23回）」について説明。

(一ノ瀬会長)

何か御意見・御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、3件の報告については、以上としたいと思います。

本日の議題は以上となりますが、ほかに何かございますか。

特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会とします。

以上